

1 背景・趣旨

自転車活用推進法（平成29（2017）年5月）

- 極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、国民の健康の増進等を図ることが重要です。
- 自転車の「環境にやさしい」「健康的」等の特性を新たな課題の解決に活用します。

環境にやさしい 健康にいい

観光に便利 …など、活用場面が多い

自転車活用推進計画（平成30（2018）年6月）【国】

自転車活用推進法第9条に基づき、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画です。

- 計画期間
長期的な展望を視野に入れつつ、平成32（2020）年度まで
- 目標
① 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成
② サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現
③ サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現
④ 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

自転車活用推進法第10条・第11条では、地方自治体において、国の計画を勘案して地域の实情に応じ施策を定めた「**地方版 自転車活用推進計画**」を策定する努力義務を規定

「自転車活用推進法」の目的に照らし
本県の課題に対応

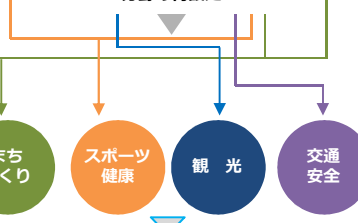
広島県自転車活用推進計画（案）の策定

本県の政策分野

～「ひろしま未来プロジェクト」における政策分野～

- 人づくり
- 新たな経済成長
- 安心な暮らしづくり
- 豊かな地域づくり

自転車の特性に応じた
分野の再設定



実施施策の遂行により
自転車を様々な場面で活用し
本県の課題を克服

2 広島県自転車活用推進計画（平成31（2019）年度～平成32（2020）年度）

本県では、国の計画策定を契機として、走行環境を整えるまちづくり、スポーツと健康の増進における自転車活用、サイクルツーリズムの推進、及び自転車の交通安全等について、県の関係計画を基に総合的に推進し、豊かで活力ある地域づくりに向けて取り組む広島県自転車活用推進計画を策定します。本計画では、広島県全域を対象区域とし、県の上位計画や国の推進計画を踏まえ、計画期間を平成31（2019）から平成32（2020）年度までとしつつ、関連計画との整合を図る必要がある施策については長期的視点で設定します。

| 基本理念 | 目指す姿 | 政策目標 | 現状 | 課題 | これまでの主な取組 | 実施施策 |
|---------------------------------|---|--|---|--|--|--|
| 安全で快適な自転車利用環境の創出による豊かで活力ある地域づくり | まちづくり 安全で快適な自転車利用環境の整備が進み、自転車を無理なく安全に利用できる環境が創出され、低炭素化や道路交通の円滑化等、良好な地域環境の形成が実現されています。 | I 自転車 を安全に利用できる 人・環境 にやさしいまちづくり | ● 広島県の自転車の交通分担率は、通勤で約13%と自動車の約51%に次いで利用され、通学では約36%と最も多く、自動車とともに主要な移動手段となっています。 ● 家庭から排出されるCO ₂ の約2割を自動車占めています。 | ● 身近な交通手段である自転車利用について、地域の実情や交通事故発生状況等を踏まえ、安全で快適な自転車の通行環境を確保することが必要 ● 自動車から自転車への利用転換を図り、交通分野の低炭素化や都市部を中心とした道路交通の円滑化等を進めることが重要 | ● 県内では、広島市、尾道市、福山市が策定した自転車ネットワーク計画に基づき、各道路管理者が自転車走行空間を整備 ● 自転車分担率の高い他の市町に対して、国とも連携し、計画策定に向けた支援 ● 自転車専用通行帯をふくなど悪質性、危険性、迷惑性の高い違法駐車車両の取締り ● 国・県・市等が連携し、福山都市圏交通円滑化総合計画に基づく「ベスト運動」の展開（自転車や公共交通機関の利用等の推進） | 1 自転車通行空間の計画的な整備推進 2 地域のニーズに応じた駐輪場の整備促進 3 路外駐車場等の整備促進及び違法駐車取締りの推進 4 まちづくりと連携した総合的な取組の実施 |
| | スポーツ・健康 身近な自転車の利用の促進により、県民が健康で活力ある生活を満喫し、快適な地域環境の形成が進展しています。 | II 健康で活力ある社会をつくり サイクルスポーツを通じた | ● 広島県の20歳以上のスポーツ実施率（週1回以上運動・スポーツをする人の割合）は、全国の20歳以上のスポーツ実施率を若干下回っています。 ● 運動習慣のある人の割合は20～64歳の男女とも減少傾向にあります。 | ● 働く世代の運動量を低下させない取組が必要 ● 運動やスポーツに親しみ、気軽に身体を動かす機会を増やすことができる取組の充実 ● 自転車という身近なスポーツの楽しさや喜びを味わうことができる環境づくりを進めることが重要 | ● 広島県立中央森林公園では、平成5（1993）年に自転車競技が可能な一周12.3キロのサイクリングコースを整備し、一般利用の外、各種競技大会の開催 ● 平成22（2010）年に広島県道路交通法施行細則の改正による県内一般道路のタンデム自転車の二人乗車が可能 | 1 サイクルスポーツ振興の推進 2 自転車を活用した健康づくりの推進 3 自転車通勤等の促進 |
| | 観光 サイクリストが快適かつ安心してサイクリングを楽しめるようハード・ソフト両面から環境整備を図るとともに、効果的なプロモーションに取り組むことで国内外から何度でも訪れたくなる魅力的なサイクリングエリアとなっています。 | III サイクルツーリズムの推進による 観光立国の実現 | ● ニューヨークタイムズで「今年行くべき52箇所の旅行先」の第7位に、「瀬戸内の島々」が選ばれ、この中でしまなみ海道のサイクリングが紹介されるなど、海外からも高い評価を受けるサイクリングコースとなっています。 ● その他のエリアでは、サイクリストの受入環境に改善の余地があります。 | ● しまなみ海道では、国内サイクリングコースのトップリーダーとして、更なるブランド化を進め、国内外からの誘客を図ることが必要 ● しまなみ海道以外のエリアでは、先進地域での取組やサイクリストのニーズなどを把握して、受入環境の更なる充実により、県外からのサイクリストの誘客拡大を図ることが必要 | ● しまなみ海道では、平成22（2010）年度にしまなみ海道サイクリングロードの車道路側へ推奨ルートを示すブルーラインや距離標などを整備 ● 平成26（2014）年度から隔年で、広島・愛媛両県等が連携し、国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ」の開催 ● 県内全域及びサイクリングエリア毎でのマップやウェブサイト等を通じたサイクリングコース情報発信・誘客促進 | 1 国内外から選ばれるサイクリングエリアの創出 2 「サイクリストの聖地」の実現に向けた情報発信 |
| | 交通安全 県民の誰もがそれぞれの立場で交通安全に取り組み、「交通事故のない日本一安全で安心な広島県」が実現されています。 | IV 自転車事故のない 安心な暮らしづくり | ● 自転車事故は広島県の交通統計によると減少傾向にありますが、全事故件数に占める自転車事故件数の割合は約2割で横ばい傾向にあります。 ● 自転車利用者に対しては自転車の交通ルールに関する理解が不十分な状況にあります。 | ● 自転車事故のない社会の実現に向けて、交通安全対策を推進することが必要 ● 自転車利用者に対して、ルールやマナーといった交通安全教育等の充実を図ることが必要 | ● 昭和46（1971）年より、「広島県交通安全計画」を策定し、交通事故根絶に向けた各種施策を推進 ● 現在の第10次計画に基づき、「自転車の安全利用の推進」、「自転車の安全性の確保」等を掲げ、自転車交通事故防止対策を実施 ● 幼児・児童のヘルメット着用徹底を図る被害軽減対策等の取組の推進 ● しまなみ海道自転車道利用促進協議会広島事業本部（広島県・尾道市）によるサイクリストへのマナー向上の啓発事業実施 | 1 自転車の安全利用の促進 2 自転車の点検整備の促進 3 学校における交通安全教育の推進 4 自転車通行空間の計画的な整備推進（政策目標Iと同様） |


政策目標 I 自転車を安全に利用できる人・環境にやさしいまちづくり

安全で快適な自転車利用環境の整備を進め、自転車を無理なく安全に利用できる環境を創出し、低炭素化や道路交通の円滑化等、良好な地域環境の形成を図ります。

1 自転車通行空間の計画的な整備推進

○市町版自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画の策定支援
「地方版自転車活用推進計画策定の手引き」を、国計画の措置の記載にならって市町へ周知するとともに、自転車ネットワーク計画を含む市町版自転車活用推進計画の策定を支援します。

▼自転車ネットワーク計画 (広島市)




▼自転車道
▼自転車専用通行帯
▼車道混在

▼交通規制の適切な実施・運用
▼自転車利用促進に関する広報啓発

2 地域のニーズに応じた駐輪場の整備促進

○ニーズに対応した駐輪場の整備への支援
自転車と公共交通の結節となる鉄道駅等の周辺をはじめとした、地域が取り組む駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を支援します。

▼鉄道駅の駐輪施設の整備事例 (東広島市 JR寺家駅)



指標
市町版自転車活用推進計画策定市町
実績：0市町 (平成30 (2018) 年度)
目標：4市町 (平成32 (2020) 年度)

自転車ネットワーク計画策定市町
実績：3市町 (平成30 (2018) 年度)
目標：7市町 (平成32 (2020) 年度)

ゾーン30や狭さく等による安全対策の実施区域数
実績：5.8区域 (整備予定含む) (平成30 (2018) 年度)
目標：7.5区域 (平成32 (2020) 年度)

3 路外駐車場等の整備促進及び違法駐車取締りの推進

○路外駐車場や荷さばき用駐車スペースの整備の支援 等
○違法駐車の積極的な取締り

4 まちづくりと連携した総合的な取組の実施

○ゾーン30や狭さく等による安全対策の実施 等

政策目標 II サイクルスポーツを通じた健康で活力ある社会づくり

身近な自転車の利用の促進により、県民が健康で活力ある生活を満喫できる、快適な地域環境の形成を図ります。

1 サイクルスポーツ振興の推進

○公園等の利用促進
サイクルスポーツを身近で慣れ親しめるよう、広報などにより自然公園や野外レクリエーション施設に整備されたサイクリングロードの利用を促進します。

▼広島県立中央森林公園 ▼広島県立もみのき森林公園




○タンDEM自転車利用の広報

2 自転車を活用した健康づくりの推進

○健康増進の広報啓発
気軽に身体を動かす機会として自転車の利用を促進し、運動習慣者の割合の増加につなげるため、関係機関が連携して地域のサイクリングロードや自転車イベント等の広報を、「ひろしま健康づくり県民運動推進会議」や既存の各市町のホームページ等を活用して実施します。

▼ひろしま健康づくり県民運動推進会議のHP
▼自転車利用のための自転車マップ



関連指標
※広島県健康増進計画 健康ひらしま21(第2次)改定版 (平成30(2018)年度3月)

運動習慣のある人の割合 (20~64歳)
実績：男性21.0%
女性12.9% (平成29 (2017) 年度)
目標：男性34%
女性33% (平成35 (2023) 年度)

3 自転車通勤等の促進

○自転車通勤の広報啓発

政策目標 III サイクルツーリズムの推進による観光立県の実現

サイクリストが快適かつ安心してサイクリングを楽しめるよう、ハード・ソフト両面から環境整備を図るとともに、効果的なプロモーションに取り組むことで、国内外から何度も訪れたい魅力的なサイクリングエリアの形成を図ります。

1 国内外から選ばれるサイクリングエリアの創出

○官民連携による先進的なサイクリスト受入環境の充実・強化
■しまなみ海道サイクリングロード、やまなみ街道サイクリングロードとして、先進的なサイクリング環境の整備を目指す「ロード」として設定します。■かきしま海道サイクリングロード、安芸灘とびしまサイクリングロード、R185さざなみ海道サイクリングロード、やまがたのりかサイクリングコース、瀬の浦しおま海道サイクリングロードについて、関係機関と連携しモデルロードの設定に向け取組を進めます。■しまなみ海道サイクリングロードでは、国が制度創設の検討を進めているカオサイクリングロード(仮称)の指定を目指すとともに、サイクルや企業からの協力も得ながら、協議会※1活動等による安全・安心・快適な受入環境の充実を図ります。また、やまなみ街道サイクリングロードについても、調整会議※2活動等において、受入環境の充実を図ります。
■駐輪場所、トイレ、飲料等の提供に協力が得られる施設を「ひろしまサイクルおもてなしスポット」として登録することで、快適・安心にサイクリングを楽しめる環境づくりを促進します。
■関係機関と連携して、県内サイクリングロードの安全で快適な走行環境の確保等を図ります。

▼しまなみ海道サイクリングロード
▼やまなみ街道サイクリングロード

※1協議会：しまなみ海道自転車道利用促進協議会(広島事業本部(広島県、尾道市))
※2調整会議：国、広島県、沿線自治体等で構成

○サイクリングを活用した広域的な観光振興
中国・四国地方の各県におけるサイクリングを活用した観光振興への動きを踏まえ、複数県にまたがるサイクリングルートや、各県のお勧めのサイクリングルートを広域的・一体的にプロモーションを行うことで、国内外から訪れるサイクリスト・観光客の誘客拡大を図り、広域圏内における近隣エリアへの新たな誘客やリピーターの創出を目指します。

▼道の駅のサイクルスタンド
▼ひろしまサイクルおもてなしスポットへの登録

▼広島県・鳥取県・島根県・愛媛県がサイクリング観光広域連携

2 「サイクリストの聖地」の実現に向けた情報発信

○国際的なサイクリング大会「サイクリングしまなみ」の開催検討

指標
サイクリングを目的とした観光客数
実績：41.5万人 (平成29 (2017) 年)
目標：55.3万人 (平成32 (2020) 年)

政策目標 IV 自転車事故のない安心な暮らしづくり

県民の誰もがそれぞれの立場で交通安全に取り組むことで、「交通事故のない日本一安全で安心な広島県」の実現を目指します。

1 自転車の安全利用の促進

○自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知
民間団体等と連携し、「自転車安全利用五則」のチラシ等を作成、配布すること等により、全ての年齢層の利用者に対する自転車の通行ルール等の周知を図ります。

▼自転車安全利用五則のチラシ



○交通安全意識向上を図る広報啓発
自転車の安全利用や自転車保険への加入について、地域住民の交通安全意識の向上を図るため、全国交通安全運動、マナーアップ強化月間等様々な機会を活用して、街頭での指導啓発、ポスター貼付等、広報啓発に努めます。

▼自転車安全利用街頭キャンペーンの様子



○高齢者向けの安全教室の実施
イベント等において、自転車の安全利用のための広報を実施するブースの設置や、シミュレーター等を活用した高齢者向けの安全教室を実施します。

▼ドライブシミュレーターを活用した自転車安全教育指導の様子



○自転車運転者講習制度の着実な運用
○交通安全に関する技術指導の向上 等

2 自転車の点検整備の促進

○より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発

3 学校における交通安全教育の推進

○交通安全教室の推進 等

4 自転車通行空間の計画的な整備推進

○自転車走行空間の整備等 (政策目標 I-1 再掲)

関連指標 ※第10次広島県交通安全計画(平成28(2016)年6月)

| | 目標 | 平成27年(2015) | 平成28年(2016) | 平成29年(2017) | 平成30年(2018) |
|---------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 交通事故死者数(内高齢者) | 75人以下(35人以下) | 95人(47人) | 86人(47人) | 91人(49人) | 92人(54人) |
| 交通事故件数 | 8,000件以下 | 11,152件 | 9,763件 | 8,884件 | 7,582件 |

※「交通事故」とは、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うもの(人身事故)をいう。

4 計画の推進

本計画は、「安全で快適な自転車利用環境の創出による豊かで活力ある地域づくり」を基本理念として、「自転車を安全に利用できる人・環境にやさしいまちづくり」、「サイクルスポーツを通じた健康で活力ある社会づくり」、「サイクルツーリズムの推進による観光立県の実現」、「自転車事故のない安心な暮らしづくり」といった広範な政策目標を掲げています。こうした目標を実現し、計画を着実に推進するため、まちづくり、スポーツ・健康、観光、交通安全の各分野の関係部局がお互いに連携を図り、自転車に関する最新の知見も得ながら、総合的かつ戦略的に取組を実施していきます。また、自転車活用の推進には、まちづくりの中心にある県内市町との連携を図る必要があることから、市町とともに計画の推進に取り組んでいきます。

計画の進捗管理

計画の進行管理・評価、見直し

本計画は、PDCA(計画-実行-評価-見直し)サイクルに基づき、総合的な点検・評価、施策や取組の改善・反映を行います。